

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆【通知】保育所等における低年齢児の健康診断について(こども家庭庁/文部科学省) ..... 1
- ◆【事務連絡】最低賃金の引上げに関する支援拡充について(内閣官房) ..... 2
- ◆【事務連絡】学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行について(こども家庭庁) ..... 2

---

## ◆【通知】保育所等における低年齢児の健康診断について(こども家庭庁/文部科学省)

9月16日、こども家庭庁ならびに文部科学省より通知「保育所等における低年齢児の健康診断について」が発出されました。

令和6年12月24日に閣議決定された「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「保育所等における健康診断については、0歳児から2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされていました。

これを踏まえ、令和6年度「子ども・子育て支援等推進調査研究事業」において「保育所等における乳幼児の健康診断に関する調査研究」を実施するとともに、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行されました。

通知および「保育所等における低年齢児の健康診断に関する取組事例集」につきましては、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

【こども家庭庁 保育所等における低年齢児の健康診断について】

こども家庭庁 > ホーム > 政策 > 保育 > 制度について > 保育所 > 各ガイドライン等について

## ◆【事務連絡】最低賃金の引上げに関する支援拡充について(内閣官房)

9月5日、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置を講じることとする事務連絡が発出されました。

- ① [業務改善助成金（厚生労働省）](#)
- ② [ものづくり補助金（経済産業省）](#)
- ③ [IT導入補助金（経済産業省）](#)
- ④ [中小企業省力化投資補助金（一般型）（経済産業省）](#)

詳細につきましては、別添の事務連絡、①-1 支援施策パンフレット、①-2 最低賃金引上げに向けた経済産業省の中小・小規模企業への支援策および内閣官房のホームページをご確認ください。

【内閣官房 最低賃金の引上げに係る支援策について】

トップページ > 各種本部・会議等の活動情報 > 新しい資本主義実現本部／新しい資本主義実現会議 > 最低賃金の引上げに係る支援策について

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/saiteichingin/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/saiteichingin/index.html)

なお、助成金及び補助金に関する質問については、各リーフレットに記載の連絡先まで、個別の支援策に関する質問については、パンフレットに記載の連絡先までお問合せください。

## ◆【事務連絡】学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行について(こども家庭庁)

9月30日、こども家庭庁より標記事務連絡が発出されました。

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」については、こども家庭庁において「こども性暴力防止法施行準備検討会」を開催し、検討されているところです。

本法の施行は、令和8年12月25日が予定されていますが、本制度の対象事業者・従事者の範囲が幅広く、その数も多いことから、施行前に十分な周知と対象事業者に準備を進める必要があります。

とくに、法施行後のトラブル防止のためには、対象事業者から現職者に対して、本制度を周知し、理解を促していただくことが重要です。さらに、子どもや保護者をはじめとして、法の内容等への理解を深めていただき、社会全体として、子どもに対する性暴力は許さないという機運を醸成していくことが必要です。

このようなことを踏まえ、検討会の中間とりまとめが行われた段階で、子どもや保護者をはじめとする国民向けに、本制度の概要についてのリーフレット及び動画が作成されました。また、対象事業者・従事者向けに、今から対応・理解を進めていただくべき事項についてわかりやすく記載したリーフレット等の周知用資料が作成されました。

詳細につきましては、別添の事務連絡およびこども家庭庁のホームページをご確認ください。

**【こども家庭庁 保育所等における低年齢児の健康診断について】**

こども家庭庁 > ホーム > 政策 > こどもの安全 > こどもの性被害を撲滅するための政府の取組 > こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>